

高知県介護基盤整備等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県介護基盤整備等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 補助金は、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付老発0912第1号）」（以下「運営要領」という。）に基づき、病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応し、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。

(対象事業)

第3条 前条に規定する目的のための整備事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域密着型サービス等整備事業

ア 地域密着型サービス等整備事業

（ア）に掲げる施設等（サテライト型居住施設及び事業所を含む。）を整備する事業を対象とする（当事業における土地の買収及び整地に要する費用並びに設備整備に係る経費を除く。）。

また、（ア）のaからgまで、i、j及びmについては、原則、施設の新規整備又は定員の増員を伴う事業を対象とする。ただし、既存施設の耐震化及び高台移転が伴う整備等については、この限りでない。

（ア）対象施設等

- a 特別養護老人ホーム（定員29人以下のもので、ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるもの）及び併設されるショートステイ用居室
- b 介護老人保健施設（定員29人以下のもので、ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるもの）
- c 介護医療院（定員29人以下）
- d 養護老人ホーム（定員29人以下のもので、地域で居住することができる支援機能を持つ養護老人ホーム）
- e ケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護事業所として、市町村から指定を受けるものに限る。）
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。）
- h 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- i 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- j 認知症対応型デイサービスセンター
- k 介護予防拠点（要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点をいい、同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスB・

C及び多様な通いの場を整備する場合を含む。以下同じ。)

l 地域包括支援センター

m 生活支援ハウス（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）又は 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）に基づくものに限る。以下同じ。）

n 緊急ショートステイ（虐待ほか要介護者の急な疾病等に対応するためのものとする。）

o 施設内保育施設（介護関連施設等に雇用される介護職員等のためのものとし、主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近隣地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）

(イ) 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。（（1）オ、カ、キ、（5）の事業を除き、以下同じ。）

整備区分	整備内容
創 設 (開 設)	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持することを基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増 改 築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※1、※2について同上。

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員 30 人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。)を1施設創設することを条件に、(ア)に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。

(ア) 大規模修繕・耐震化の対象施設

- a 特別養護老人ホーム（定員 30 人以上）
- b 介護老人保健施設（定員 30 人以上）
- c 介護医療院（定員 30 人以上）
- d 養護老人ホーム（定員 30 人以上）
- e 軽費老人ホーム（定員 30 人以上）

(イ) 整備区分

- a 「大規模修繕」とは、本体の駆体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整 備 区 分	整 備 内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(8) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、耐震改修（これに付随して実施する

	大規模修繕等（天井等の非構造部材の落下防止対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。）を含む。）、照明設備の更新等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
（９）その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

（注）一定年数は、おおむね 10 年とする。

- b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整 備 区 分	整 備 内 容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業

災害レッドゾーン（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 33 号第 1 項第 8 号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ。）に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。ただし、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当事業の対象としないこととする。

また、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

（対象施設）

- a 特別養護老人ホーム（定員 30 人以上）及び併設されるショートステイ用居室
- b 介護老人保健施設（定員 30 人以上）
- c 介護医療院（定員 30 人以上）
- d 養護老人ホーム（定員 30 人以上）
- e ケアハウス（定員 30 人以上で、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホーム A 型・B 型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）

エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

なお、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

（ア）災害イエローゾーン

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

- a 土砂災害警戒区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域
- b 浸水想定区域等
浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。
（a）水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域

- (b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域

(イ) 対象施設

広域型介護施設等とは、次のいずれかに該当する施設とする。

- a 特別養護老人ホーム（定員 30 人以上）及び併設されるショートステイ用居室
- b 介護老人保健施設（定員 30 人以上）
- c 介護医療院（定員 30 人以上）
- d 養護老人ホーム（定員 30 人以上）
- e ケアハウス（定員 30 人以上で、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホーム A 型・B 型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）

(ウ) 対象事業

災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

- a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 2 項に規定される基準水位をいう。）が 1 メートル以上に指定されている場合
- b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が 1 メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が 1 メートル以上となっている場合

(エ) 整備内容

災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業について対象とすることができる。

- a 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。
- b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。
- e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

オ 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業

(ア) 事業の目的

高齢者人口の増加が見込まれる都市部等において、小規模な介護施設等を大規模な介護施設

設等に転換することにより、介護ニーズの増加に対応するための基盤整備を促進することを目的とする。

(イ) 用語の定義

このオにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- a 都市部等 次に掲げる市町村をいう。
- (a) 65 歳以上人口の増加が見込まれる市町村
- (b) (a) のほか、要介護高齢者、独居高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれる市町村であって、県知事が介護ニーズの増加への対応が必要と認める市町村
- b 小規模な介護施設等 第3条の(1)のア(地域密着型サービス等整備事業)の(ア)に掲げる対象施設等であって、都市部等に所在するものをいう。
- c 大規模な介護施設等 次に掲げるものをいう。
- (a) 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム(当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。)
- (b) 定員 30 人以上の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム
- (c) 定員 30 人以上のケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。)
- d 転換 介護ニーズの増加に対応するため、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等とするために行う整備であって、下表に掲げるものをいう。

整 備 区 分	整 備 内 容
増 築 (床)	定員 29 人以下の特別養護老人ホームを 30 人以上の特別養護老人ホームにする場合等、既存の小規模な介護施設等の定員を増員し大規模な介護施設等に転換するための整備をすること。
増 改 築	定員 29 人以下の特別養護老人ホームの全部又は一部を取り壊して定員 30 人以上の特別養護老人ホームとする場合等、既存の小規模な介護施設等を取り壊して新たに大規模な介護施設等を整備すること(一部改築を含む。) ※ 取り壊し費用も対象とすることができる。
創設(開設)	定員 29 人以下の介護老人保健施設から定員 30 人以上の介護医療院に転換する場合等、既存の小規模な介護施設等が行っていた事業の全部又は一部を取り止め大規模な介護施設等を新たに整備すること。 ※既存の小規模な介護施設等の取り壊しを含み、当該取り壊し費用も対象とすることができる。
改 修	小規模な介護施設等から大規模な介護施設等への転換であって、増築(床)、増改築、創設(開設)に該当しないもの(躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)を行うもの)

なお、本事業の性質上、移転を伴う転換は原則として想定されていないが、

- ・当該小規模な介護施設等が所在する市町村と県との協議の上、本事業の実施が介護保険事業(支援)計画の達成に資するものと認められる場合
 - ・当該小規模な介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合
- については、県知事の判断で移転を伴う転換を行うことも差し支えない。この場合において、大規模な介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン(第5条第2項第1号イ(ア)及び(イ)に該当する場合の当該区域を除く。)である場合は本事業の対象とならない。

また、小規模な介護施設等と合築又は近接する(移転の場合は移転先に定着する)空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建物を活用し転換を行う事業を含むものとする。

(ウ) 事業の対象外経費

本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

- a 土地の買収又は整地に要する費用
- b 設備整備に係る経費

(エ) 配分基礎単価

本事業の配分基礎単価は別表第1に定めるところによる。

転換後の大規模な介護施設等の所在地が、中核市である場合は、別表第1に定める配分単価に1.05を乗じた額とすることができる。

(オ) その他

- a 本事業による助成を県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該小規模な介護施設等が所在する市町村の長に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。

- (a) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名
- (b) 現に実施している介護サービス事業者等
- (c) 転換後に実施する予定の介護サービス事業者等（移転を伴う場合は、移転の必要生及び移転先の所在地を含む。）
- (d) 生産性向上に資する計画
- (e) 転換後10年間の事業計画
- (f) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）

- b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。

- (a) 市町村の長又は県知事が、当該転換を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合
- (b) 転換前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと
- (c) 転換後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと

- c 本事業において、転換前後の小規模な介護施設等と大規模な介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、県知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

- d 転換後の大規模な介護施設等で実施する介護サービス等の事業の数は、移転前の事業の数と一致するものとする。ただし、当該介護施設等が複合型の介護施設等である場合など、県知事が本事業の趣旨に照らして適切と認める場合はこの限りでない。

カ 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業

(ア) 事業の目的

介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域等において、地域における介護サービス等の維持・確保の観点から、介護施設等のダウンサイジングを行うことにより、介護事業者等が継続してその地域で介護サービス等を効果的に提供するための基盤整備を促進することを目的とする。

(イ) 用語の定義

このカにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- a 中山間・人口減少地域等 次に掲げる区域をいう。

- (a) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島

振興対策実施地域

- (b) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村
- (c) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- (d) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域
- (e) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域
- (f) 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成 12 年厚生省告示第 53 号）に定める地域（（a）から（e）に掲げる地域を除く。）
- b 大規模な介護施設等 次に掲げるものであって、中山間・人口減少地域等に所在（通常の事業の実施地域に中山間・人口減少地域等が含まれるもの及び中山間・人口減少地域等の高齢者に対し介護サービス等を提供している又は提供することが想定されていると県知事が適当と認めるものを含む。以下このカにおいて同じ。）するものをいう。
 - (a) 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）
 - (b) 定員 30 人以上の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム
 - (c) 定員 30 人以上のケアハウス（軽費老人ホーム A 型及び B 型を含み、ダウンサイジング後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
- c 小規模な介護施設等 次に掲げるものであって、中山間・人口減少地域等に所在するものをいう。
 - (a) 定員 29 人以下の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）
 - (b) 定員 29 人以下の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム
 - (c) 定員 29 人以下のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
 - (d) 認知症高齢者グループホーム
 - (e) 第 3 条の（1）のアの（ア）に掲げる対象施設等（（a）から（e）までに掲げるものを除く。）
- d ダウンサイジング 次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げるものをいう。
 - (a) 大規模な介護施設等の定員を 1 割以上減少させるもの（減少の結果、定員が 29 人以下となり、小規模な介護施設等になる場合を含む。）
 - (b) 小規模な介護施設等（c の（a）から（d）までに掲げるものに限る。）の定員を 1 割以上減少させるもの
 - (c) 小規模な介護施設等（c の（e）に掲げるものに限る。）の定員（小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模型居宅介護事業所については登録定員又は宿泊定員のうち県知事が本事業の趣旨に鑑み適当と認めるものをいう。）を減少（定員の定めがないものについては事業規模の縮小をいう。）させるものなお、ダウンサイジングには、当該介護施設等において提供される介護サービス等の全部又は一部を他の介護サービス等とすることを含むものとし、その場合は、ダウンサイジング前の定員とダウンサイジング後の定員（ダウンサイジング後の介護施設等が複合型の介護移設等となる場合は、当該介護施設等の定員の総計とする。）とを比較して

1割以上減少しているかを判断すること。

整備区分	整備内容
改築	既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む）。 ※取り壊し費用を対象とすることができる。
改修	既存の介護施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

なお、本事業の性質上、移転を伴うダウンサイジングは原則として想定されていないが、当該介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合については、県知事の判断で移転を伴うダウンサイジングを行うことも差し支えない。この場合において、当該介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（第5条第2項第1号イ（ア）及び（イ）に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とならない。

また、介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用しダウンサイジングを行う事業（以下このカにおいて「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。

（ウ）事業の対象外経費

本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

- a 土地の買収又は整地に要する費用
- b 設備整備に係る経費

（エ）配分基礎単価

本事業の配分基礎単価は別表第1に定めるところによる。

空き家等を改修した事業を実施する場合の同表の適用については、ダウンサイジング後の介護施設等が別表第1の「空き家等を活用した事業」欄に掲げる区分に該当する場合は、当該区分ごとに定める配分基礎単価を適用することを原則とする（当該整備が全体の整備の一部であるなど、県知事が同単価の適用が整備の実情に合致しないと認める場合を除く。）。

（オ）その他

- a 本事業による助成を県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、県知事（市町村による助成の場合は市町村の長）に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。
 - (a) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名
 - (b) 現に実施している介護サービス事業等
 - (c) ダウンサイジング後に実施する予定の介護サービス事業等（災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在するため、移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）
 - (d) 生産性向上に資する計画
 - (e) ダウンサイジング後10年間の事業計画
 - (f) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（ダウンサイジング前とダウンサイジング後の見込み）
- b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。
 - (a) 市町村の長又は県知事が、当該ダウンサイジングを行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合
 - (b) ダウンサイジング前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加

算方式によらない場合を除く。)) を算定していないこと

(c) ダウンサイジング後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと

c 本事業において、ダウンサイジング前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、県知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

キ 介護施設等の集約・再編支援事業

(ア) 事業の目的

高齢者人口の増加が見込まれる都市部等又は介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域等において、2以上の介護施設等の集約・再編を行うことにより、介護ニーズの変動に対応しながら、将来にわたり介護サービス等を安定的かつ継続的に提供することを目的とする。

(イ) 用語の定義

このキにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

a 都市部等 オの（イ）の a の定めるところによる。

b 中山間・人口減少地域等 カの（イ）a の定めるところによる。

c 介護施設等 次に掲げるものであって、都市部等又は中山間・人口減少地域等に所在するものをいう。

(a) 特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）

(b) 介護老人保健施設

(c) 介護医療院

(d) 養護老人ホーム

(e) ケアハウス（軽費老人ホーム A 型及び B 型を含み、集約・再編後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

(f) 認知症高齢者グループホーム

(g) 小規模多機能型居宅介護事業所

(h) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(i) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(j) 認知症対応型デイサービスセンター

(k) 介護予防拠点

(l) 地域包括支援センター

(m) 生活支援ハウス

(n) 緊急ショートステイ

(o) 施設内保育所

d 集約・再編 c に掲げる介護施設等をそれぞれの種別ごとに 1（（a）から（e）に掲げるものについては定員 29 人以下と定員 30 人以上でそれぞれ 1 とする。）と数えた場合における、都市部等又は中山間・人口減少地域等における介護ニーズの変容に対応するために県知事及び市町村の長が必要と認める次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げるものをいう。

(a) 2以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合

(b) 2以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合（原則として合築又は同一敷地内のものに限る。）

整 備 区 分	整 備 内 容
改 築	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存の介護施設等を移転（既存の介護施設等を取り壊すかは問わない。）して集約・再編を行う事業を含む。
改 修	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を集約・再編するために行う整備であって、躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの

集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載される同条第2項第2号に規定する居住誘導区域又は同項第3号に規定する都市機能誘導区域（これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適当であると市町村の長が認める区域とすることができる。）とすることとする。

なお、集約・再編前の介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合であって、集約・再編後の介護施設等の所在地が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（第5条第2項第1号イの（ア）及び（イ）に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とならない。

また、介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し集約・再編を行う事業（以下このキにおいて「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。

（ウ）事業の対象外経費

本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

- a 土地の買収又は整地に要する費用
- b 設備整備に係る経費

（エ）配分基礎単価

本事業の配分基礎単価は別表第1に定めるところによる。

集約・再編成後の介護施設等の所在地が、中核市である場合は、別表第1に定める配分基礎単価に1.05を乗じた額とすることができる。

空き家等を改修した事業を実施する場合の同表の適用については、集約・再編後の介護施設等が別表第1の「空き家等を活用した事業」欄に掲げる区分に該当する場合は、当該区分ごとに定める配分基礎単価を適用することを原則とする（当該整備が全体の整備の一部であるなど、県知事が同単価の適用が整備の実情に合致しないと認める場合を除く。）。

（オ）その他

- a 本事業による助成を県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、県知事（市町村による助成の場合は市町村の長）に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。
- (a) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名
- (b) 現に実施している介護サービス事業等
- (c) 集約・再編後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は移転先の所在

地を含む。)

(d) 生産性向上に資する計画

(e) 集約・再編後 10 年間の事業計画

(f) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（集約・再編前と集約・再編後の見込み）

b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。

(a) 市町村の長又は県知事が、当該集約・再編を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合

(b) 集約・再編前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと

(c) 集約・再編後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと

c 本事業において、集約・再編前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、県知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

(2) 介護保険施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 介護保険施設等の施設開設準備経費支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、施設等の開設（改築（原則、定員の増員を伴う事業を対象とする。ただし、既存施設の耐震化及び高台移転が伴う整備等については、この限りでない。）による再開設を含む。）、既存施設の増床、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備及びサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員及び事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大 6 月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。

なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

a 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。

b 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、県がこれと同程度と認める場合であること。

c 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である）。

イ 介護保険施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジー導入支援事業

介護保険施設等において、施設の一部改修及び施設の付帯設備の改造による大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、介護テクノロジー導入支援事業（介護従業者の身体的負担の軽減や事業の効率化、介護従事者が継続して就労するための環境整備など、職場環境の改善を図るために介護テクノロジーを導入するもの）に

において対象となっている機器等を導入するために必要な事業を対象とする。

なお、本事業においては、介護テクノロジー以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。

また、事業実施にあたっての業務改善計画の策定及び業務改善に係る効果の報告については、別表第2の欄外により提出しなければならない。

(ア) 大規模修繕

第3条第2号イにおいて補助対象となる「大規模修繕」とは、本体の駆体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整 備 区 分	整 備 内 容
施 設 の 一 部 改 修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

次に掲げる施設（いずれも、定員規模は問わない）のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。

なお、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。

(ア) 特別養護老人ホーム

(イ) 介護老人保健施設

(ウ) 介護医療院

イ 介護施設等における看取り環境整備推進事業

次に掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等に宿泊のために十分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

(ア) 特別養護老人ホーム

(イ) 介護医療院

(ウ) 介護老人保健施設

(エ) 養護老人ホーム

(オ) 軽費老人ホーム

(カ) 認知症高齢者グループホーム

(キ) 小規模多機能型居宅介護事業所

(ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定をうけるもの）

(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置

の設置、ゾーニング環境等の整備及び多床室の個室化に係る費用を支援することを目的とする。

ア 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

(ア) 対象事業

介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする。

(イ) 対象施設

- a 特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ居室については本体施設と一体として整備する。）
- b 介護老人保健施設（併設されるショートステイ居室については本体施設と一体として整備する。）
- c 介護医療院
- d 養護老人ホーム
- e 軽費老人ホーム
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 有料老人ホーム
- j サービス付き高齢者向け住宅
- k 短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所
- l 生活支援ハウス

イ 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

(ア) 対象事業

a ユニット型施設の各ユニットへの玄関設置によるゾーニング経費支援

ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入り口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。

b 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線とを分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。

c 家族面会室の整備等経費支援

介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（2方向から出入りすることができる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入り口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室のない場合の新規整備等）するための事業を対象とする。

(イ) 対象施設

- a 特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ居室については本体施設と一体として整備する。）
- b 介護老人保健施設（併設されるショートステイ居室については本体施設と一体として整備する。）
- c 介護医療院
- d 養護老人ホーム

- e 軽費老人ホーム
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 有料老人ホーム
- j サービス付き高齢者向け住宅
- k 短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所
- l 生活支援ハウス

(5) 介護職員の宿舎施設整備事業

介護人材（外国人を含む。）の確保及び介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とし、アに掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）の事業者が当該施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎（宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。）を整備するための費用の一部を補助する。

ただし、補助対象となるのはアに掲げる介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33平方メートル以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収、整地に要する費用又は設備整備に係る経費は対象としない。

整備した宿舎の家賃については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとする。

宿舎の設置場所は利用の便（近接地及び通勤経路）の面等個々の施設の事情により検討し、必要と認められる場合は敷地内又は近隣の設置に限定されない。

入居者については、次のアに掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等やアに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めても差し支えない。

ア 対象施設

- (ア) 特別養護老人ホーム
- (イ) 介護老人保健施設
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- (オ) 認知症高齢者グループホーム
- (カ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (キ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

イ 整備区分

この号において補助対象となる「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創 設	新たに宿舎を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的と認め

	られる場合において、当該建物を買収して、宿舍を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舍を整備する事業を含む。
増 築	既存の宿舍の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	既存の宿舍を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舍を整備すること。（一部改築を含む。） ※ 1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※ 2 既存宿舍を移転して改築する事業を含む。この場合既存宿舍を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の宿舍を取り壊して、新たに宿舍を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※ 1、※ 2について同上。
改 修	既存の宿舍を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

（交付額の算定方法）

第4条 交付額は、次に定めるところにより算定した額とする。ただし、当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（1）前条第1号に定める事業

別表第1の第2欄に定める施設種別ごとに同表の第3欄に定める基礎単価に同表の第4欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第5欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とし、交付基礎額の範囲内の額を交付額とする。

（2）前条第2号に定める事業

別表第2の第2欄に定める施設種別ごとに同表の第3欄に定める基礎単価に同表の第4欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第5欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とし、交付基礎額の範囲内の額を交付額とする。

（3）前条第3号に定める事業

別表第3の第2欄に定める施設種別ごとに同表の第3欄に定める基礎単価に同表の第4欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第5欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とし、交付基礎額の範囲内の額を交付額とする。

（4）前条第4号に定める事業

別表第4の第2欄に定める区分ごとに第3欄に定める基礎単価に同表第4欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第5欄に定める対象経費の実支出の合計額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じた額を交付基礎額とし、交付基礎額の範囲内の額を交付額とする。

（5）前条第5号に定める事業

別表第5の第2欄に定める施設種別ごとに、同表の第3欄に定める基準面積により算定した額と第5欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

2 前条第1号及び第3号については、財政上の特別措置として、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、各事業ごとに算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設（取り壊し費用を含む。）	小規模多機能型居宅介護事業所 特別養護老人ホーム ケアハウス 認知症高齢者グループホーム 認知症対応型デイサービスセンター 看護小規模多機能型居宅介護事業所 介護老人保健施設 生活支援ハウス 介護医療院 養護老人ホーム	別表第 1 の第 3 欄に定める配分基礎単価に 0.32 を乗じて得た額

（補助金の交付の条件）

第 5 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）直接補助事業による場合

ア 補助事業の内容を変更する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。ただし、施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更で、次に掲げるものを除く。

（ア）補助交付額に影響がない変更

（イ）補助交付額の 20 パーセントを超えない減額の変更

イ 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。

ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。

エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円以上）の機械及び器具については、国が定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

オ 知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全額又は一部を県に納付させることがあること。

カ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

キ 予算及び決算の関係を明らかにした調書（市町村にあつては別記第 1 号様式による調書）を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これらを補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間保管し、補助金及び補助事業に係る状況を明らかにしておかななければならないこと。

ク 補助事業者が事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。これによりがたい場合は、県と協議すること。

ケ 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、別表第 6 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて適切に行うとともに、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

- コ 民間事業者が入札を行う場合は、監事、複数の理事（理事長を除く。）及び評議員（理事長の6親等以内の血族及び配偶者等租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の規定による「特殊の関係のある者」を除く。）を立ち合わせなければならないこと。
 - サ 補助金に係る対象経費と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金等の民間の補助金の交付を受けてはならないこと。
 - シ 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
 - ス 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めること。
 - セ 補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めること。
 - ソ 高知県産材利用推進方針に基づき、県産材を活用した施設の木造、木質化、備品等の木質化に努めること。
 - タ 別表第7に定める区域において、第3条に規定する整備を行う場合は、次条第1項に定める補助金等交付申請書の提出前に立地の安全性に係る協議を行うこと。
 - チ 県税の滞納がないこと。
- （2）間接補助事業による場合
- ア 市町村が民間事業者に対して補助金を財源とした補助事業を行う場合は、別表第6に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて適切に行うとともに、次に掲げる条件を付さなければならないものとする。
 - （ア） 前号アからウまで、オ、カ及びケ、サからチまでに掲げる条件。この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」とそれぞれ読み替えるものとする。
 - （イ） 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、市町村長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
 - （ウ） 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これらを補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管し、補助金及び補助事業に係る状況を明らかにしておかなければならないこと。
 - （エ） 補助事業を行うために締結する契約については、別表第6に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて適切に行い、施設建設工事については、あらかじめ入札参加業者を市町村長に届け出るとともに、施設建設工事契約を締結した場合は、その内容について市町村長に報告しなければならないこと。
 - （オ） 間接補助事業者が事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市町村の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。これによりがたい場合は、市町村と協議するとともに、市町村は県と協議すること。
 - （カ） 入札を行う場合は、監事、複数の理事（理事長を除く。）及び評議員（理事長の6親等以内の血族及び配偶者等租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の規定による「特殊の関係のある者」を除く。）を立ち合わせなければならないこと。この場合において、併せて当該市町村職員の立合いを求めることに努めなければならないこと。
 - （キ） 入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果（入札

業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額をいう。)を市町村長に届け出るとともに、当該入札結果(入札金額を除く。)を一般の閲覧に供しなければならないこと。

(ク) 補助金に係る対象経費と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金等の民間の補助金の交付を受けてはならないこと。

(ケ) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

イ アにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合は、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならないこと。

ウ 民間事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合は、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

エ 市町村は、予算及び決算の関係を明らかにした別記第1号様式による調書を作成し、これを補助事業の完了後5年間保管して、補助金及び補助事業に係る状況を明らかにしておかなければならないこと。

2 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける整備については、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備(増築、改築を含む。以下同じ。)については、次のとおり取り扱う。

ア 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。

イ 災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。

(ア) 土砂災害警戒区域又は浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合、次のaからdまでの全てに該当すること。

(イ) 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当すること。

a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。

b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

ウ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、第3条第1号ア、カ、キの事業の対象としないこと。

エ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型介護施設等につ

いては、第3条第1号エ、オ、カ、キの事業の対象としないこと。

- (2) 前号イのただし書に該当する場合は、同号イの(ア)又は(イ)の要件に該当していることについて、あらかじめ県に確認を受けなければならない。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第2号様式によるものとし、知事に1部提出しなければならない。

- 2 前条第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア(ア)及びイの規定により変更申請を行う場合は、別記第3号様式による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(状況報告)

第7条 市町村は、第3条第1号の整備事業に係る工事に着工したときは、別記第4号様式による施設整備の工事着工報告書を工事に着工した日から起算して5日以内に知事に提出しなければならない。間接補助事業による場合も同様の取扱いとするとともに、民間事業者は、市町村に対し、市町村の定める要綱の規定により施設整備の工事着工報告書を提出しなければならない。

- 2 市町村は、工事の進捗状況について12月末日現在の状況(知事が報告を求めた時はその月の末日現在の状況)を、別記第5号様式による施設整備の工事進捗状況報告書により翌月10日までに知事に提出しなければならない。間接補助事業による場合も同様の取扱いとするとともに、民間事業者は、市町村に対し、市町村の定める要綱の規定により施設整備の工事進捗状況報告書を提出しなければならない。

(概算払)

第8条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めた場合は、概算払をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき補助事業者が概算払を請求しようとするときは、別記第6号様式による請求書によらなければならない。

(繰越しの承認の申請)

第9条 補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第7号様式の繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績等の報告等)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第8号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日(第5条第1項第1号イの規定により(同条第1項第2号ア(ア)の規定により読み替えた場合を含む。)事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日)又は当該年度

の3月31日のいずれか早い日までに知事に1部提出しなければならない。ただし、第9条の規定により繰越の承認を得た場合は、翌年度の4月10日までに別記第9号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第6条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したとき（次のア又はイに掲げる場合を除き、当該消費税仕入控除税額等が零円の場合を含む。）は、その金額を別記第10号様式により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る消費税仕入控除税額等があることが確定した場合には、当該消費税仕入控除税額等を知事に返還しなければならない。

ア この補助金の交付の申請に当たり、当該補助金に係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請している場合

イ 事業の実績報告等の際に、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、当該額を補助金の額から減額して報告した場合

（補助金の返還等）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- （1）補助事業が完成しないとき。
- （2）支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- （3）市町村及び間接補助を受ける民間事業者がこの要綱の規定に違反したとき。
- （4）間接補助事業者が別表第6に掲げるいずれかに該当するとき。

（情報の開示）

第12条 補助事業及び市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成27年6月5日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第1項第1号エからキまで並びに第2号ウ及びエ、第10条第3項、第11条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年9月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年9月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年9月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年8月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年11月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年1月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年7月15日から施行する。

別表第1（第4条（1））

1 補助先	2 施設種別	3 基礎単価	4 単位	5 対象経費				
市町村	地域密着型サービス施設等の整備事業	ア 地域密着型サービス施設等の整備事業		地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。				
		・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員29人以下のもの）	596万円		整備床数			
		・介護老人保健施設（定員29人以下のもの）	7,460万円		施設			
		・介護医療院（定員29人以下のもの）	7,460万円		施設			
		・養護老人ホーム（定員29人以下のもの）	319万円		整備床数			
		・ケアハウス（特定施設であり、定員29人以下のもの）	596万円		整備床数			
		・認知症高齢者グループホーム	4,470万円		施設			
		・小規模多機能型居宅介護事業所	4,470万円		施設			
		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	790万円		施設			
		・看護小規模多機能型居宅介護事業所	4,470万円		施設			
		・認知症対応型デイサービスセンター	1,600万円		施設			
		・介護予防拠点（1回あたりの参加人数が概ね10人以上で、週1回以上の介護予防（運動機能向上以外の取組を含む）の取組を実施するものとする。）	1,190万円		施設			
		・地域包括支援センター	160万円		施設			
		・生活支援ハウス	4,750万円		施設			
		・緊急ショートステイ	160万円		整備床数			
	・施設内保育施設 ※補助先は介護関連施設の規模による	1,600万円	施設					
	介護施設等の合築等							
	第3条（1）ア の事業対象施設と合築・併設		合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額		上記に準ずる			
	空き家等を活用した事業							
	・認知症高齢者グループホーム		1,190万円		施設			
・小規模多機能型居宅介護事業所								
・看護小規模多機能型居宅介護事業所								
・認知症対応型デイサービスセンター								
民間事業者等	イ 介護施設等の創設を条件に行う広域施設の大規模修繕・耐震化整備事業	イ 介護施設等の創設を条件に行う広域施設の大規模修繕・耐震化整備事業		地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。				
		・特別養護老人ホーム	151万円		定員数			
		・介護老人保健施設						
		・介護医療院						
		・養護老人ホーム						
	・経費老人ホーム							
	ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業	ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。			
		・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	596万円			整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		
		・介護老人保健施設	7,460万円			施設		
		・介護医療院	7,460万円			施設		
		・養護老人ホーム	319万円			整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		
		・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	596万円			整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		
		エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業	エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。		
			・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室				596万円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
			・介護老人保健施設				7,460万円	施設
			・介護医療院				7,460万円	施設
	・養護老人ホーム		319万円		整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。			
	・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	596万円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。					
	民間事業者等	都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業	オ 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業		※中核市において実施する場合は、下記の配分基礎単価に1.05を乗じた額			
			・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			596万円	整備床数	
・介護老人保健施設			7,460万円	施設数				
・介護医療院			7,460万円	施設数				
・養護老人ホーム			319万円	整備床数				
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			596万円	整備床数				

市町村	中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業	カ 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業		
		・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(定員29人以下のもの)	596万円	整備床数
		・介護老人保健施設(定員29人以下のもの)	7,460万円	施設
		・介護医療院(定員29人以下のもの)	7,460万円	施設
		・養護老人ホーム(定員29人以下のもの)	319万円	整備床数
		・ケアハウス(特定施設であり、定員29人以下のもの)	596万円	整備床数
		・認知症高齢者グループホーム	4,470万円	施設
		・小規模多機能型居宅介護事業所	4,470万円	施設
		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	790万円	施設
		・看護小規模多機能型居宅介護事業所	4,470万円	施設
		・認知症対応型デイサービスセンター	1,600万円	施設
		・介護予防拠点(1回あたりの参加人数が概ね10人以上で、週1回以上の介護予防(運動機能向上以外の取組を含む)の取組を実施するものとする。)	1,190万円	施設
		・地域包括支援センター	160万円	施設
		・生活支援ハウス	4,750万円	施設
		・緊急ショートステイ	160万円	整備床数
		・施設内保育施設 ※補助先は介護関連施設の規模による	1,600万円	施設
		・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	596万円	整備床数
		・介護老人保健施設	7,460万円	施設
		・介護医療院	7,460万円	施設
		・養護老人ホーム	319万円	整備床数
		・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	596万円	整備床数
		空き家等を活用した事業		
		・認知症高齢者グループホーム	1,190万円	施設
		・小規模多機能型居宅介護事業所		
		・看護小規模多機能型居宅介護事業所		
		・認知症対応型デイサービスセンター		

市町村	介護施設等の集約・再編支援事業	キ 介護施設等の集約・再編支援事業		※中核市において実施する場合は、下記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	
		・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(定員29人以下のもの)	596万円	整備床数	
		・介護老人保健施設(定員29人以下のもの)	7,460万円	施設	
		・介護医療院(定員29人以下のもの)	7,460万円	施設	
		・養護老人ホーム(定員29人以下のもの)	319万円	整備床数	
		・ケアハウス(特定施設であり、定員29人以下のもの)	596万円	整備床数	
		・認知症高齢者グループホーム	4,470万円	施設	
		・小規模多機能型居宅介護事業所	4,470万円	施設	
		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	790万円	施設	
		・看護小規模多機能型居宅介護事業所	4,470万円	施設	
		・認知症対応型デイサービスセンター	1,600万円	施設	
		・介護予防拠点(1回あたりの参加人数が概ね10人以上で、週1回以上の介護予防(運動機能向上以外の取組を含む)の取組を実施するものとする。)	1,190万円	施設	
		・地域包括支援センター	160万円	施設	
		・生活支援ハウス	4,750万円	施設	
		・緊急ショートステイ	160万円	整備床数	
		・施設内保育施設 ※補助先は介護関連施設の規模による	1,600万円	施設	
		・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	596万円	整備床数	
		・介護老人保健施設	7,460万円	施設	
		・介護医療院	7,460万円	施設	
		・養護老人ホーム	319万円	整備床数	
		・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	596万円	整備床数	
		介護施設等の合築等			
		第3条(1)アの事業対象施設と合築・併設		合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる
		空き家等を活用した事業			
		・認知症高齢者グループホーム	1,190万円	施設	
		・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所					
・認知症対応型デイサービスセンター					

注)施設単位で交付する施設等について、新規開設時に一度交付を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で交付することができる。

別表第2（第4条（2））

1 補助先	2 施設種別		3 基礎単価	4 単位	5 対象経費
市町村	介護保険施設等の施設開設準備経費等支援事業	ア 介護保険施設等の施設開設準備経費支援事業			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な給料、職員手当等、共済費、賃金、報酬、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料並びに備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）
		1 小規模福祉施設等(定員29人以下の次の施設)			
		・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	112万円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
		・小規模介護老人保健施設			
		・小規模介護医療院			
		・小規模ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
		・認知症高齢者グループホーム			
		・小規模多機能型居宅介護事業所			
		・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
		・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	1,880万円	施設数	
		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
		・小規模な養護老人ホーム			
		・施設内保育施設 ※補助先は介護関連施設により判断	561,000円	定員数	
		・施設内保育施設	561万円	施設数	
民間事業者等	イ 介護保険施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入の支援事業	2 広域型施設(ただし定員30人以上の施設)			
		・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	112万円	定員数	
		・介護老人保健施設			
		・介護医療院			
		・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
		・養護老人ホーム			
		・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	561万円	施設数	
		・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）			
		民間事業者等	イ 介護保険施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入の支援事業	1 小規模福祉施設等(定員29人以下の次の施設)	
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	561,000円			定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
・小規模介護老人保健施設					
・小規模介護医療院					
・小規模ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)					
・認知症高齢者グループホーム					
・小規模多機能型居宅介護事業所					
・看護小規模多機能型居宅介護事業所					
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	931万円			施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所					
・小規模な養護老人ホーム					
・施設内保育施設	281,000円			定員数	
	281万円			施設数	
2 広域型施設(定員30人以上の施設)					
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	561,000円			定員数	
・介護老人保健施設					
・介護医療院					
・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)					
・養護老人ホーム					
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）					

(注) 事業実施にあたり、業務改善計画の策定及び業務改善に係る効果の報告を行うこと。内容は、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護事業者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別添1を準用する。なお、業務改善に係る効果の報告にあたっては、補助事業完了日から6か月以内に提出すること。

別表第3（第4条（3））

1 補助先	2 施設種別		3 基礎単価	4 単位	5 対象経費
(1) 県が許可等を行っている施設は、同施設運営事業者 (2) 市町村が許可等を行っている施設は、市町村	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業				特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	ア	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業		整備床数	
		「個室 → ユニット化」改修	160万円		
		「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。） → ユニット化」改修	319万円		
		(ア) 特別養護老人ホームのユニット化 (イ) 介護老人保健施設のユニット化 (ウ) 介護医療院のユニット化			
	イ	介護施設等における看取り環境整備推進事業 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	467万円	施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境の整備のための改修に必要な経費についてとは同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。

別表第4(第4条(4))

1 補助先	2 区分	3 基礎単価	4 単位	5 対象経費	6 補助率
民間事業者等	介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業				
	介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				
	ア 介護施設等における簡易陰圧装置設置経費支援事業	576万円	基準台数 (1)ユニット型施設 1台/ユニット数 (2)ユニット型施設以外 ア定員50人未満 1台 イ定員50人以上100人未満 2台 ウ定員100人以上 3台	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等と同等と認められる委託費又は工事請負費には、これと同等と認められる購入費等を含む。	1／3
	イ 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				
	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援 家族面会室の整備等経費支援	134万円 799万円 467万円	1か所 1か所 施設・事務所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及びび分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1／3

別表第5（第4条（5））

1 補助先	2 施設種別	3 基準面積	4 補助率	5 対象経費
民間事業者等	介護職員の宿舎施設整備事業			
	・特別養護老人ホーム			
	・介護老人保健施設			
	・介護医療院			
	・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	・認知症高齢者グループホーム			
	・小規模多機能型居宅介護事業所			
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
		介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下及び階段等共用部分を含む。）33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1／3	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

注)いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

別表第6（第5条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第 7（第 5 条関係）

事前協議を要する区域

対象とする区域は、次に掲げる区域であり、施設整備を予定する土地の全部又は一部が区域内にある場合とする。

区域名	内容
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）第 7 条第 1 項により別途定めた区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法第 9 条第 1 項により別途定めた区域
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項により別途定めた区域
砂防指定地	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条により別途定めた区域
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項により別途定めた区域
津波浸水想定区域	津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項により別途定めた区域
洪水浸水想定区域	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項により別途定めた区域

介護基盤整備等事業費補助金調書

令和 年度 (市町村名)

県		市 町 村							備 考
歳 出 予 算 科 目	交付決定 の 額 円	入			出				
		科 目	予算現額 円	収入済額 円	科 目	支出済額 円	うち補助金 相当額 円	うち補助金 相当額 円	
介護基盤整備等事業費補助 金									

- (注) 1 「県」の「交付決定の額」欄は、交付決定通知書の補助金の額を記入してください。
- 2 「市町村」の「科目」欄は、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項及び目をそれぞれ記入してください。
- 3 「市町村」の「予算現額」欄は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入してください。
- 4 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入してください。
- 5 補助事業等の市町村の歳出予算額の繰越しが行なわれた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る補助金についての調書の作成は、この表に準ずじてください。
- この場合において、市町村の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げるときは、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に県費補助金額を内書（ ）をもって付記してください。

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
生年月日（申請者が市町村長である場合は不要）

令和 年度介護基盤整備等事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第 3 条第 1 項及び高知県介護基盤整備等事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 別紙(1)のとおり
- 2 施設の種 類 等 別紙(2)のとおり
- 3 申請額算出内訳 別紙(2)のとおり
- 4 事業計画 別紙(3)のとおり

(添付書類)

- 1 歳入歳出予算書(見込み書)抄本
- 2 県税の滞納がない旨を証する納税証明書（県税事務所が発行する全税目の納税証明書又は県税の納税義務がない旨の申立書）

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※ 1）及び本人確認書類の写し（※ 2）

- ※ 1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第 4 様式。

※ 2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

令和 年度介護基盤整備等事業費補助金に係る補助事業変更(中止・廃止)
承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付(変更)の決定を受けました令和 年度介護基盤整備等事業費補助金について、下記のとおり変更(中止・廃止)したので、高知県介護基盤整備等事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 施設の種類等 別紙(2)のとおり

2 変更内容及び変更理由

3 申請額算出内訳 別紙(2)のとおり

(注)別紙(2)に当初申請の内容を転記するとともに変更のあった箇所について、上段に()書きで変更後の内容を記入してください。

4 事業計画 別紙(3)のとおり

(注)別紙(3)に当初申請の内容を転記するとともに変更のあった箇所について、上段に()書きで変更後の内容を記入してください。

(添付書類)

歳入歳出予算書(見込み書)抄本

その他変更内容及び変更理由によって、必要な書類を添えてください。

第4号様式(第7条関係)

令和 年度介護基盤整備等事業費補助金による施設整備の工事着工報告書

施設の種別		施設の名称				設置主体					
建物の構造及び面積	構造	造	0 円				直営・請負の別				
	建築面積	建	0 円				契約年月日				
		0.00 m ²	0 円				着工年月日				
		延べ床面積	0.00 m ²	0 円				完成予定年月日			
出 来 高 計 画	本体工事	金額	年	月	月	月	月	月	月	月	月
		%									
	その他の工事	金額	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
		%									
合 計	金額	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	
	%										

※ 工事等の契約書写しを添付してください。(未提出の場合)

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

高知県知事

様

住所
氏名

第5号様式(第7条関係)

令和 年度介護基盤整備等事業費補助金による施設整備の工事進捗状況報告書

No.	施設名	設置主体	施設整備の 区分	県補助額 A(円)	12月末日の 出来高 B(%)	3月末日までの 出来高見込み C(%)	繰越見込み高 D(100-C)%	繰越見込額 E(A×D)円	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
合計									

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

高知県知事

様

住所
氏名

概算請求書

金 _____ 円

上記のとおり令和 ____ 年度介護基盤整備等事業費補助金(決定通知番号 _____ 第 ____ 号)を概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

高知県知事 _____ 様

申請者 住所
氏名

※振込口座
銀 行 名
種 別
口座番号
名 義 人

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

繰越承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付(変更)の決定を受けました令和 年度介護基盤整備等事業費補助金について、下記5の理由により事業の繰越しを承認されたく高知県介護基盤整備等事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の繰越を必要とする金額
- 2 補助金額
- 3 令和 年度事業繰越計算書
- 4 繰越収支予算書
- 5 繰越理由
- 6 繰越事業完了予定年月日

(注)関係書類の写しを添付してください。

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
氏名

令和 年度介護基盤整備等事業費補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付(変更)の決定を受けました令和 年度介護基盤整備等事業が完了しましたので、高知県介護基盤整備等事業費補助金交付要綱第 10 条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 精 算 額 別紙(1)のとおり
- 2 施 設 の 種 類 等 別紙(2)のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙(2)のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙(3)のとおり

(添付書類)

歳入歳出決算書(見込み書)抄本

第 9 号様式（第 10 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名

令和 年度介護基盤整備等事業費補助金年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付(変更)の決定を受けました令和 年度介護基盤整備等事業について、高知県介護基盤整備等事業費補助金交付要綱第 10 条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

添付書類

工期延長に係る契約書

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

介護基盤整備等事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で(変更)交付の決定を受けました介護基盤整備等事業費補助金について、高知県介護基盤整備等事業費補助金交付要綱第 10 条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 該当事業

2 内 容

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額(補助金交付決定額)	円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a) 円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b) 円
補助金返還相当額	(b)－(a) 円

(注)事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書(写し)その他参考となる資料を添えてください。